

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人西畠肇の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人藤平芳雄の上告趣意第一点は、憲法一四条違反をいうが、原判決は、被告人がいわゆるやくざの組長である事実を、量刑の一資料としたにすぎず、右の事実を以て、直ちに被告人に対し不利益な差別的処遇をしたものではないから、所論違憲の主張は前提を欠き、同第二点は、憲法三六条違反をいうが、実質は量刑不当の主張であり、同第三点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年二月一六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	村	上	朝	一
裁判官	色	川	幸	太郎
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	川	信	雄